

■中央市まちづくりアクションプラン行動計画 進捗管理一覧表（令和6年度取り組み状況）

【防災戦略】

シート	No.	担当課	担当分野	重点的に展開する施策	具体的な取り組み	取り組み内容	現状と課題 (令和7年1月時点)	進捗状況	ロードマップ				令和6年度 実施内容及び今後の問題点	令和7年度の実施予定	
									ファーストステップ【3年以内】			セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】		
									令和6年度	令和7年度	令和8年度				
防①	19 20	危機管理課 担当	防災戦略 担当	災害に強い防災まちづくりの推進	災害に強い防災体制の整備	・災害に強い市内体制の整備：① ・液状化や周辺河川の洪水に対する危険性への対応策の検討：①	非常にに対応するために人的資源の確保や、市内での業務体制の構築について検討を行う必要があるが、災害時の組織体制の柔軟な見直しができるかが課題。全戸配布の中央市防災マニュアル（令和6年4月改訂）にて掲載した液状化ハザードマップおよび洪水・土砂災害ハザードマップを活用し、市内の災害リスクを継続して周知していく必要がある。	8月に発生した台風10号対応にて自主避難所運営を行い、避難所の開設と運営に対する知見を得た。8月と令和7年1月に発表された2度の南海トラフ地震臨時情報への対応にて改訂中の地域防災計画に反映すべき要素が浮き彫りになった。中央市防災マニュアルを活用し、市民への講習や講話を行った。	①人的資源の最適化					①市内体制＝職員への防災意識の醸成、向上が課題。	平常時と災害時は隣り合わせの関係であることから、訓練や講習を通じて職員一人ひとりの防災意識の醸成を図り、意識向上に務める。
防②	21 22 23 24	危機管理課 担当	防災戦略 担当	災害に強い防災まちづくりの推進	災害に強い防災体制の整備	・中小河川を含む河川の浸水想定結果（想定最大浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域）の更新：② ・南海トラフ地震における震度分布、液状化危険度結果の反映：② ・災害警戒レベルの更新、水害時の避難の心得の追加、避難所一覧の更新、マイ・タイムラインの追加など：② ・令和6・7年度において、浸水深が深い、浸水継続時間が長いなど危険性がある自治会への説明会の開催：②	中央市防災マニュアル（令和6年4月改訂）にて南海トラフ地震における震度分布（ゆれやすさマップ）、液状化ハザードマップ、洪水・土砂災害ハザードマップ、災害警戒レベルの更新、水害時の避難の心得、避難所一覧の更新、マイ・タイムライン等を掲載。	中央市防災マニュアルへの問い合わせ対応を随時行っている。自治会への災害リスク周知に着手できていない。	②災害リスクのある自治会への周知検討・実施					②各種被害想定等の更新に伴う市民への周知・市計画等への反映	説明会など災害リスクのある自治会への周知方法の検討を行い、令和7年度リース予定の防災アピを活用した災害リスクの周知を実施する。
防③	25 26 27 28	危機管理課 担当	防災戦略 担当	災害に強い防災まちづくりの推進	災害に強い防災体制の整備	・中央市防災マニュアル更新に伴う避難行動及び危険個所などの周知：③ ・台風などによる洪水発生時における住民の避難行動の徹底：③ ・市民・自主防災組織・事業者・消防団などの関係団体との連携：③ ・南海トラフ地震に対し、建物の耐震化、家具の固定及び水食料の備蓄の推進：③	市総合防災訓練は台風接近に伴い中止となった。南海トラフ地震の発生確率が80%に見直されたことから、改めて建物の耐震化および家具の固定並びに家庭備蓄の推進をする必要がある。	市総合防災訓練の企画を通じ、平時からの関係団体との連携の重要性を再認識した。広報「安心安全コーナー」にて家具固定、食料備蓄に加えて感震ブレーカーについて紹介し、地震対策について市民への啓発を行った。	③中央市防災マニュアルを用いた災害リスクの周知 ③関係団体と連携し防災体制の強化推進					最近は主だった災害は市内で発生しておらず、平時からの備えの周知のみでは意識の醸成にならない。	・中央市防災マニュアルを用いた災害リスクの周知を継続して実施する。 ・平時より継続して関係団体と連携をとり、中央市全体の災害対応能力の強化を行う。
防④	29 31 32	建設課 担当	防災戦略 担当	災害に強い防災まちづくりの推進	浸水想定区域の内水氾濫対策の推進	・河川改修の促進や上流市町村との調整、流域全体での土地利用調整などの協力体制による雨水流出抑制の促進：① ・開発に伴う調整池の設置による雨水流出量の抑制：② ・土地利用における想定浸水深を踏まえた公共盛土の調達検討：②	現在、県及び流域3市1町による「鎌田川流域治水検討会」により、鎌田川とその支川流域の治水対策について議論し、来年度「鎌田川流域治水対策アクションプラン」を策定予定。このなかで雨水流出抑制対策として、公共施設における雨水貯留浸透施設の設置、緑化及び緑地保全の推進、樋門等の逆流防止施設の操作規則の策定や施設点検・維持管理、排水路の改修、維持管理などのメニューを想定。「土地利用転換検討ゾーン」は、全域が鎌田川流域に含まれることから、流域治水アクションプランに定める各種治水対策に取り組み、内水氾濫対策を推進していくことが重要。	・鎌田川流域治水検討会の開催（計5回） ・「鎌田川流域アクションプラン」骨子案の検討会メンバーによる合意形成	①協力体制の強化・取り組み ②開発需要に応じた検討 ③宅地開発に応じた検討・取り組み					「鎌田川治水流域アクションプラン」の策定に向け5回目の検討会が行われ、アクションプランの骨子案について、検討会メンバー（県及び構成市町）による合意形成に至った。	令和7年度の策定に向け、素案策定・地域住民・企業・学校等関係者への説明及び意見交換を行い、合意形成を図る。
防⑤	30	産業課 担当	防災戦略 担当	災害に強い防災まちづくりの推進	浸水想定区域の内水氾濫対策の推進	高い保水力を持つ水田など農地の計画的な保全：②	大型の物流施設や条例による住宅などの開発により、市街地に近接する水田を含む農地の転用が増えている。地域計画等に基づき、水田を含む優良な農地を維持するとともに、遊休化しないように耕作する担い手の確保が必要である。	地域計画を策定するため、市内の各所で地域の話し合いを実施し、令和7年3月末までに地域計画を策定予定。優良な農地が遊休化しないように、継続的な農地の活用策を図る。	②開発需要に応じた検討					開発の増加に伴い水田面積は減少しており、優良農地を維持していくため、地域計画の話し合いや意向調査で判断した将来的に農業経営の規模縮小が検討されている農地について担い手などへ貸し出していく必要がある。	・地域計画に基づく農地の貸借等による水田の活用。 ・周辺地域の状況を確認しながら、必要に応じて水田を活用した内水氾濫対策の検討。
防⑥	31 32	まちづくり推進課 担当	都市計画戦略 担当	災害に強い防災まちづくりの推進	浸水想定区域の内水氾濫対策の推進	・開発に伴う調整池の設置による雨水流出量の抑制：② ・土地利用における想定浸水深を踏まえた公共盛土の調達検討：②	開発行為技術基準では、雨水流出量が放流先の排水能力を超える場合には、開発行為区域内において一時雨水を貯蔵する調整池等の施設を設けることになっている。	開発行為者に対して雨水流出量の抑制を指導している。	②開発需要に応じた検討					開発行為では雨水流出量の抑制を指導している。	開発行為での雨水流出量の抑制指導を継続する。
防⑦	33	まちづくり推進課 担当	都市計画戦略 担当	災害に強い防災まちづくりの推進	浸水想定区域の内水氾濫対策の推進	公共施設や各戸への雨水貯留施設・浸透樹・緑地の設置：③	都市計画法第34条第11号の条例制定後は、住宅建築の際には雨水を浸透式施設で処理するよう指導している。	都市計画法第34条第11号の条例制定後は、浸透樹等の設置について指導している。	③住宅開発に応じた検討・取り組み					区域内浸透処理を促進しているが、地域によっては地下水が高く浸透処理ができない。	各戸への浸透樹等の設置指導を継続する。